

(様式第1号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額 金 円

(2) 算出の基礎

年 4月	円	8月	円	12月	円
5月	円	9月	円	年 1月	円
6月	円	10月	円	2月	円
7月	円	11月	円	3月	円

※月額上限 255,500 円 (算出の基礎合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる)

※管理費、共益費を除く

2 補助事業等の名称

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業

施設名称 (所在地) : (大阪市 区)

開始日及び完了日 : 年 月 日 ~ 年 月 日

事業の目的及び内容 :

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 賃貸借契約書の写し

(4) その他、本市が必要とする書類

(様式第2号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付対象となる事業所の名称及び所在地

施設名称：

所在地：大阪市 区

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受け
るべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

4 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

1 申請のあった事業所の名称及び所在地

施設名称：

所在地：大阪市 区

2 交付しない理由

(様式第4号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金の交付決定について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金事情変更
による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定金額 金 _____ 円

2 補助事業の実施場所

施設名称：

所 在 地：大阪市 区

3 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(3) その他、本市が必要とする書類

(様式第9号)

大 こ 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市こども
誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大
阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知
します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 10 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金支払報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、当該補助事業に係る支払いが完了しましたので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、領収書又は経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写しを添えて報告します。

(様式第 11 号)

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金額再確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて補助金額の確定を通知した大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金については、補助金額の確定を取り消し、次のとおり、改めて確定したので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 12 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業等について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第 14 条
第 1 項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余（又は不足）額	金	円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (3) その他、本市が必要とする書類

(様式第 13 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業賃料補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由